

第104号 答 申

第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 平成19年10月11日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童福祉センター（以下「児童福祉センター」という。）における次に掲げる文書の公開請求を行った。

- (1) 高機能自閉症及びアスペルガー症候群の数が分かる文書（以下「本件請求文書①」という。）
- (2) 障害者団体に所属している高機能自閉症及びアスペルガー症候群の数が分かる文書（以下「本件請求文書②」という。）

2 同月25日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同月29日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求文書①及び本件請求文書②を保有している。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 児童福祉センターの新規の療育相談における診断結果は、年度ごとに統計

資料として事業概要で公表している。その診断区分のうち、異議申立人の行政文書公開請求に係る高機能自閉症及びアスペルガー症候群と診断された児童の人数については、DSM-IV及びICD-10の分類法に基づき、上記の区分のうち「自閉症・特定不能 PDD」として集計区分しており、個別の集計資料は作成していない。

なお、それぞれの児童の診断結果については、個人の児童記録において記録し、個別の療育支援を行っている。

- 2 異議申立人が指定する障害者団体に所属している高機能自閉症及びアスペルガー症候群と診断された者の数については、児童福祉センターとしては把握していないし、障害者団体から情報提供を求めることもない。よって、請求に係る文書は保有していない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件請求文書①について

- (1) 児童福祉センターは、統計に当たっては高機能自閉症及びアスペルガー症候群を「自閉症・特定不能 PDD」として区分しており、個別に区分して集計していない。

また、児童福祉センターには、高機能自閉症及びアスペルガー症候群と診断された児童の記録は存在するものの、それらの記録から特定の時点、項目等について集計することは行われていない。本市の条例上、現に作成されていない新たな集計を作成し、公開することは求められていないといえることから、実施機関の説明が不合理であるとは認められない。

- (2) したがって、本件請求文書①は、存在しないと認められる。

3 本件請求文書②について

- (1) 児童福祉センターは、異議申立人が指定する障害者団体と、発達障害者支援センター運営連絡会への参加などにおいて連携はあるものの、これらの団体に所属している高機能自閉症及びアスペルガー症候群の方の人数の提出は求めている。

- (2) したがって、本件請求文書②は、存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年11月30日	諮問書の受理
12月 7日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成20年 1月10日	実施機関の弁明意見書を受理
1月28日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出 するように再度通知
平成22年 2月 9日 (第110回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月 8日 (第114回審査会)	調査審議
10月12日 (第118回審査会)	調査審議
10月26日	答申